

## 高知市中山間地域空き家情報バンク制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中山間地域に存する空き家（個人が居住を目的として建築し、現に居住していない又は近く居住しなくなる予定の建物をいう。）（以下「空き家」という。）に係る情報を蓄積し、及び管理するためのバンク（以下「空き家情報バンク」という。）に登録された当該空き家の所有者（以下「空き家所有者」という。）からの空き家に係る物件の情報（以下「空き家情報」という。）を中山間地域への移住及び定住を希望する者に対し提供を行う制度（以下「高知市中山間地域空き家情報バンク制度」という。）を実施することにより、中山間地域における空き家の有効活用を図り、もって中山間地域への移住及び定住の促進並びに中山間地域の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 鏡地区、土佐山地区、尾立、蓮台、重倉、久礼野、三谷、七ツ淵、柴巻、円行寺、宗安寺、行川、針原、上里、領家、唐岩をいう。
- (2) 利用希望者 中山間地域への移住及び定住を目的として、空き家情報の利用を希望する者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、高知市中山間地域空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

### (空き家の登録申込み等)

第4条 空き家所有者は、空き家情報バンクに空き家に関する情報を登録しようとするときは、空き家情報バンク空き家登録申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めるときは、空き家情報バンク登録台帳（様式第2号。以下「空き家登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家所有者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、登録は行わないものとする。

### (登録事項の変更の届出)

第5条 空き家情報バンクに登録された空き家所有者（以下「空き家登録者」という。）は、前条第2項の規定により登録した事項に変更があったときは、遅滞なく空き家情報バンク空き家登録変更届出書（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

### (登録の抹消)

第6条 市長は、空き家登録台帳の登録について、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家登録台帳の登録を抹消するとともに、所定の空き家情報バンク空き家登録抹消通知書により当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 空き家登録者が、規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 空き家登録者から登録の抹消の申出があったとき。
- (4) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

### (利用希望者の登録等)

第7条 利用希望者は、空き家情報バンク利用希望者登録申込書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、空き家情報バンクに登録するものとする。ただし、当該利用希望者が、規則第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、登録を行わないものとする。

### (利用希望者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 空き家情報バンクに登録された利用希望者（以下「利用希望登録者」という。）は、前条第2項の規定により登録した事項に変更があったときは、遅滞なく空き家情報バンク利用希望者登録変更届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（利用希望登録者に係る登録の抹消）

第9条 市長は、利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望登録者の登録を抹消するとともに、所定の空き家情報バンク利用希望者登録抹消通知書により当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家の利用の目的等が空き家情報バンクの目的等に該当しないこととなったとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (5) 利用希望登録者から登録の抹消の申し出があったとき。
- (6) 利用希望者の登録の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日を経過したとき。ただし、当該末日までに、第7条第1項の規定による登録の申込みを行い、再度空き家情報バンクに登録されたときは、この限りでない。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（調査）

第10条 市長は、空き家情報バンクへ登録の申込みのあった空き家について、空き家登録者の希望する賃料等の価格が適正な価格であるか調査することができる。

2 市長は、前項の調査の結果、空き家登録者の希望する賃料等の価格と調査した価格に格差があるときは、空き家情報バンクへの登録を拒否することができる。

（情報の公開）

第11条 市長は、空き家情報を次に掲げる方法（第1号に掲げる方法については、空き家登録者の承諾を得たときのみに限る。）により一般公開を行うものとする。この場合において公開する情報は、空き家登録台帳から個人情報を除いたものとする。

- (1) 高知市公式ホームページ及びあったか高知暮らし住宅支援システム専用ホームページ
- (2) 空き家登録台帳の閲覧による公開

（情報提供等）

第12条 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家情報バンクに登録された個人情報（以下「個人情報」という。）を提供できるものとする。

2 市長は、空き家登録者及び利用希望登録者が行う空き家の利用に関する交渉及び賃貸借契約については、これに関与しない。

（個人情報の取扱い）

第13条 空き家登録者及び利用希望登録者は、前条第1項の規定により提供された個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項に留意し、適正に取り扱わなければならない。

- (1) 他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。
- (2) 毀損及び滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 市長の承諾なく複製又は複製をしてはならないこと。
- (4) 利用後は、速やかに廃棄又は消去その他復元ができない適正な方法による措置を講じなければならないこと。
- (5) 漏えい、毀損又は滅失等の事案が発生したときは、直ちに市長に報告し、その指示に従うこと。

2 空き家登録者及び利用希望登録者は、その登録が抹消された場合においては、直ちにその保有する個人情報を市長に返還し、又は前項第4号の規定に準じた措置をとらなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。